

地籍調査事業特記仕様書

第1条（目的）

本特記仕様書は、掛川市における地籍調査事業の測量精度の確保及び、測量成果の管理・運用に資することを目的とする。

第2条（準拠法令等）

国土調査法
地籍調査作業規程準則および同運用基準
測量法
掛川市公共測量作業規程
掛川市公共基準点規則
その他の関係法令

第3条（作業規程）

本委託業務における地籍調査作業規程準則および同運用基準については、以下のとおりとする。

1. 地籍調査作業規程準則

「昭和32年10月24日	総理府令第71号」
「昭和40年7月23日	総理府令第38号一部改正」
「昭和41年12月2日	総理府令第54号一部改正」
「昭和49年6月26日	総理府令第39号一部改正」
「昭和58年12月20日	総理府令第41号一部改正」
「昭和61年11月18日	総理府令第53号一部改正」
「平成2年6月29日	総理府令第31号一部改正」
「平成5年10月26日	総理府令第46号一部改正」
「平成12年7月19日	総理府令第85号一部改正」
「平成12年8月14日	国土交通省令第103号一部改正」
「平成14年2月20日	国土交通省令第11号一部改正」
「平成17年3月4日	国土交通省令第11号一部改正」
「平成22年10月12日	国土交通省令第48号一部改正」
「平成25年6月14日	国土交通省令第50号一部改正」
「平成28年4月12日	国土交通省令第42号一部改正」
「令和2年6月30日	国土交通省令第62号一部改正」
「令和2年9月29日	国土交通省令第79号一部改正」
「令和6年6月28日	国土交通省令第73号一部改正」

2. 地籍調査作業規程準則運用基準

「平成14年3月14日付け 国土国第590号 国土交通省土地・水資源局長通達」
「平成15年4月1日付け 国土国第499号一部改正 国土交通省土地・水資源局長通知」
「平成17年3月7日付け 国土国第423号一部改正 国土交通省土地・水資源局長通知」
「平成20年9月2日付け 国土国第172号一部改正 国土交通省土地・水資源局長通知」
「平成22年11月29日付け 国土国第219号一部改正 国土交通省土地・水資源局長通知」
「平成26年3月24日付け 国土籍第333号一部改正 国土交通省土地・建設産業局長通知」
「平成27年3月24日付け 国土籍第252号一部改正 国土交通省土地・建設産業局長通知」
「平成28年4月12日付け 国土籍第10号一部改正 国土交通省土地・建設産業局長通知」
「平成29年2月20日付け 国土籍第324号一部改正 国土交通省土地・建設産業局長通知」
「令和2年6月30日付け 国土籍第216号一部改正 国土交通省土地・建設産業局長通知」
「令和3年3月30日付け 国不籍第555号一部改正 国土交通省大臣官房土地政策審議官通知」
「令和5年6月16日付け 国不籍第136号一部改正 国土交通省土地・水資源局長通知」
「令和6年6月28日付け 国不籍第270号一部改正 国土交通省大臣官房土地政策審議官通知」

第4条（測量作業）

測量作業については、本仕様書に特段の定めがない限り地籍調査作業規程準則および同運用基準によるものとする。

1 地籍図根三角測量（C工程）

- ①標識の規格については、掛川市公共基準点規則に定める2級基準点によるものとする。
- ②測量機器にはGNSSを用いた干渉測位方式で行うものとし、スタティック法にて観測を行い観測時間は60分以上、データ取得間隔は30秒を標準とする。
- ③成果品の作成および精度管理等については、地籍調査作業規程準則および掛川市公共測量作業規程により実施するものとする。
- ④設置箇所等については、掛川市と協議の上、設置するものとする。

2 地籍図根多角測量（D工程）

- ①地籍図根多角測量は、掛川市3級公共基準点に基づいて行うものとする。
- ②地籍図根多角測量の次数等については、地籍調査作業規程準則に基づくものとする。
- ③標識は、コンクリート構築物等の不動なる地物を選定し、掛川市公共基準点規則に定める4級基準点の標識を設置するものとする。なお、現地において構築物等が存在しない場合プラスチック杭7×7cm（支給品）によることができる。
- ④観測には2級トータルステーションと同等以上の測量機器を用いて行うものとする。
- ⑤網平均計算は、厳密水平網平均計算および厳密高低網平均計算により行うものとする。
- ⑥成果品の作成および精度管理等は、地籍調査作業規程準則により実施するものとする。

3 航空測量（RD工程）

- ①既存もしくは新規のリモセンデータを用いて、筆界案作成の基礎資料を作成するものとする。
- ②既存データを可能な限り活用するものとする。
- ③既存データを使用する際には、国土地理院の審査済の公共測量成果であるか、もしくは航空測量で規定された仕様を満たしているか、測量時期は適当であるか等の内容の検討を行い、利用可能であるかどうかの判定を行った上で使用する。
- ④既存のリモセンデータの収集については掛川市において収集し、乙へ提供するものとする。

第5条（個人情報の保護）

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「情報資産及び個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

第6条（成果品）

本委託の成果品については、以下の成果品について電子媒体に格納し納品するものとする。

工程	成果品	工程	成果品
各工程 共通	検査成績表 その他測量工程上必要な資料 検定証明書（2項委託のみ）	F工程	細部多角点選点図 細部多角点平均図 細部図根点選点図 細部図根点測量観測計算諸簿 細部図根点網図 細部図根点成果簿 細部図根測量精度管理表 一筆地測量観測計算諸簿 一筆地測量精度管理表 筆界点番号図 筆界点成果簿 地籍図一覧図 地籍図原図
C工程	基準点等成果簿写し 地籍図根三角点選点簿 地籍図根三角点選点図 地籍図根三角点平均図 地籍図根三角測量観測計算諸簿		
D工程	地籍図根三角点網図 地籍図根三角点成果簿 地籍図根三角測量精度管理表 測量標の設置状況写真		

E 工程	地籍図根多角点選点図 地籍図根多角点平均図 地籍図根多角測量観測計算諸簿 地籍図根多角点網図 地籍図根多角点成果簿 地籍図根多角測量精度管理表 測量標の設置状況写真	G 工程	成果簿 計算書 精度管理表 地目別集計表
		H 工程	地籍図複図 地籍簿案
	地籍調査票 調査図素図 調査図 筆界案	R D 工程 (航空測量)	微地形表現図 微地形表現図一覧図 林相識別図 樹高分布図 精度管理表

第 7 条 (疑 義)

本特記仕様書に定めのない事項等、疑義が生じた場合は、掛川市および請負者の対等なる協議の上決定するものとする。

第 8 条 (納 品)

(C・D・E・F・G・H 工程)

以下の成果は紙媒体での納品とする。

工程	成果品	工程	成果品
各工程 共通	検査成績表 検定証明書 (2 項委託のみ)	F 工程	細部図根点成果簿 細部図根測量精度管理表 一筆地測量精度管理表 筆界点番号図 筆界点成果簿 地籍図一覧図 地籍図原図
C 工程	地籍図根三角点選点手簿 地籍図根三角点成果簿 地籍図根三角測量精度管理表		
D 工程	地籍図根多角点成果簿 地籍図根多角測量精度管理表		
E 工程	地籍調査票 調査図素図 調査図	G 工程	成果簿 精度管理表
		H 工程	地籍図複図 地籍簿案
		R D 工程	精度管理表

※全成果品は電子媒体 (C D) 1 枚納品とする。